

平成 23 年度
水質汚濁防止法等の施行状況

平成 24 年 12 月

環境省 水・大気環境局 水環境課

目 次

1	はじめに	1
2	特定事業場の状況について	1
	（1）特定事業場数	1
	（2）特定事業場の業種別内訳	2
3	水質汚濁防止法、瀬戸内海法及び湖沼法の施行状況について	2
	（1）水質汚濁防止法	2
	ア 届出関係、計画変更命令等	2
	イ 改善命令、一時停止命令及び地下水の浄化措置命令	3
	ウ 立入検査	4
	エ 排水基準違反	4
	オ 事故時の措置及び緊急時の措置	4
	カ 生活排水対策重点地域の指定	5
	キ 水質総量削減	5
	（2）瀬戸内海法	6
	ア 許可、措置命令	6
	イ 自然海浜保全地区の指定	6
	（3）湖沼法	7
	ア 湖沼特定施設等の届出関係、計画変更命令等	7
	イ 改善命令等	7

<図表編>

表 1	排水量規模別特定事業場数	9
表 2	都道府県・政令市別特定事業場数	10
表 3	指定湖沼別湖沼特定事業場数等	13
表 4	特定事業場の上位 10 業種	15
表 5	特定事業場の業種別内訳	16
表 6	届出関係、計画変更命令等	23
表 7	改善命令、立入検査、行政指導件数等	26
表 8	計画変更命令、改善命令及び一時停止命令等の発動業種別内訳	32
表 9	排水基準違反、事故時の措置件数等	33
表 10	排水基準違反等の違反業種、違反項目別内訳	36
表 11	水質総量規制に係る指定地域内事業場数等	37
表 12	計画変更命令等、改善措置命令等、総量規制関連違反の内訳	39
表 13	瀬戸内海法に基づく許可、措置命令および届出等	40
表 14	瀬戸内海法に基づく不許可、措置命令等の内訳	41
表 15	湖沼特定施設等の届出件数等	42
参考	平成 20 年度からの施行状況の概要（水質汚濁防止法）	43

1 はじめに

水質保全行政の目標として、公共用水域の水質等について達成し、維持することが望ましい基準として環境基本法（平成5年法律第91号）に基づく環境基準が設定され、これを維持達成するために各種施策が講じられているところである。

水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）、瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下、「瀬戸内海法」という。）及び湖沼水質保全特別措置法（昭和59年法律第61号。以下、「湖沼法」という。）は、汚濁物質の主要な発生源である工場、事業場からの排水を規制すること等によって公共用水域及び地下水の水質汚濁の防止を図っており、各種の水質汚濁防止施策のうちで最も重要な施策のひとつである。

本調査は、平成23年度におけるこれら水質汚濁防止法、瀬戸内海法及び湖沼法に定められている各規定の施行状況について、その件数や内容等を把握することにより、今後の水環境行政の円滑な推進に資することを目的として実施するものである。

2 特定事業場の状況について

水質汚濁防止法においては、工場、事業場から公共用水域に水を排出する者又は特定地下浸透水を浸透させる者は、特定施設の設置等に際して、所定の事項を都道府県知事（権限委任市長を含む。以下同じ。）に届け出ることになっている。

また、瀬戸内海法においては、瀬戸内海13関係府県のうち、瀬戸内海の水質保全に関係のある区域において工場、事業場から公共用水域に水を排出する者は、特定施設（排出水の一日当たりの最大量が50m³未満である工場、事業場に設置される特定施設等を除く。）の設置等に際し、府県知事（権限委任市長を含む。以下同じ。）の許可を受け、又は届出を行うこととなっている。

一方、湖沼法では、指定湖沼の水質汚濁に関係があると認められる地域（指定地域）において、指定施設の設置等の際には、所定の事項を都道府県知事に届け出ることになっている。

（1）特定事業場数

水質汚濁防止法及び瀬戸内海法の規定に基づき届出又は許可のあった特定施設を設置する工場、事業場（以下「特定事業場」という。）の数を表1に示す。平成24年3月末現在において、水質汚濁防止法上の特定事業場数は263,175（267,499）、瀬戸内海法上の特定施設を設置する工場、事業場の数は3,685（3,743）、合計で266,860（271,242）であり、平成23年3月末時点と比較すると、特定事業場数はやや減少した（括弧内数字は平成23年3月末時点の数値。以下、この項目において同じ。）。また、特定地下浸透水を浸透させる特定事業場数は10（8）であった。

BODやSS等の生活環境項目に係る一律排水基準は、一日当たりの平均排水量が50m³以上の特定事業場に適用されるが、その対象事業場数は33,529（33,964）と全体の約13%である。また、カドミウムや鉛等の有害物質に係る一律排水基準は、排水量の多少にかかわらず、すべての特定事業場に適用されるが、一日当たりの平均排水量が50m³以上の特定事業場のうち、

有害物質使用特定事業場の数は 4,025 (4,156) で全特定事業場数の約 2%、一日当たりの平均排水量が 50m³未滿の特定事業場のうち、有害物質使用特定事業場の数は 10,046 (10,119) で全特定事業場数の約 4%であった。なお、全特定事業場数に占める有害物質使用特定事業場の数は 14,071 (14,275) であり、全体の約 5%であった。都道府県別及び水質汚濁防止法政令市別の特定事業場数の内訳を表 2 に示す。

一方、湖沼法に基づく 11 指定湖沼について、平成 24 年 3 月末現在における湖沼特定事業場等の数を表 3 に示す。湖沼特定事業場の総数は 1,762 (1,743) であり、うちみなし指定地域特定施設を設置する事業場数は 735 (760) であった。また、指定施設及び準用指定施設の数はいずれも 52 (84)、773 (1,022) であり、これらを合計した事業場の総計は 2,587 (2,849) であった。

なお、これら 1,762 の湖沼特定事業場を指定湖沼別に見ると、釜房ダム貯水池 8、八郎湖 27、霞ヶ浦 344、印旛沼 171、手賀沼 93、諏訪湖 73、野尻湖 0、琵琶湖 580、中海 118、宍道湖 138、児島湖 210 であった。

(2) 特定事業場の業種別内訳

特定事業場を水質汚濁防止法施行令別表第一に掲げる業種別に見たときの、上位 10 業種を表 4 に示す。数の多い方から順に旅館業、自動式車両洗淨施設、畜産農業となっている。なお、これら 10 業種の事業場数の総計は 202,001 であり、全特定事業場数の約 76%にあたる。

また、これら 202,001 事業場のうち、一日当たりの平均排水量が 50m³未滿の事業場数は 181,514 であり、上位 10 業種全体の約 90%を占めることから、これらの事業場は概して規模の小さいものが多い。

特定事業場の業種別の内訳を表 5 に示す。

3 水質汚濁防止法、瀬戸内海法及び湖沼法の施行状況について

(1) 水質汚濁防止法

ア 届出関係、計画変更命令等

工場や事業場から公共用水域に水を排出する者は、特定施設を設置しようとするときは、水質汚濁防止法（以下、この項目において「法」という。）第 5 条第 1 項に基づく届出を、工場や事業場から地下に有害物質使用特定施設に係る汚水等を含む水を浸透させる者は、有害物質使用特定施設を設置しようとするときは、法第 5 条第 2 項に基づく届出を行うこととされている。また、法第 5 条の届出又は経過措置に係る届出をした者が、その届出に係る特定施設について、構造や使用の方法等を変更しようとするときは、法第 7 条に基づく届出が必要とされる。

一方で、都道府県知事は、それらの届出があった場合において、特定事業場の排水が排水基準に適合しないと認めるときや特定地下浸透水が有害物質を含むものとして環境省令で定める要件に該当すると認めるときは、届出を受理した日から 60 日以内に届出に係る特

定施設の構造や使用の方法、汚水等の処理方法に関する計画の変更等を命ずることができる（法第8条）。

都道府県別及び水質汚濁防止法政令市別の届出関係、計画変更命令等に係る施行状況を表6に示す。法第5条第1項に係る届出数は4,989件、法第5条第2項に係る届出数は0件であった。また、法第7条に基づく届出数は3,924件であった。

一方、法第8条に基づく計画変更命令等の適用事例はなかった。

イ 改善命令、一時停止命令及び地下水の浄化措置命令

都道府県知事は、特定事業場からの排出水が排水基準に適合しないおそれがあると認めるときや、環境省令で定める要件に該当する特定地下浸透水を浸透させるおそれがあると認めるときは、期限を定めて特定施設の構造や使用の方法、汚水等の処理方法の改善を命じ、又は特定施設の使用や排出水の排出、特定地下浸透水の浸透の一時停止を命ずることができる（法第13条第1項、法第13条の2第1項）。

また、都道府県知事は、特定事業場において有害物質に該当する物質を含む水の地下への浸透があったことにより、現に人の健康に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、当該特定事業場の設置者や設置者であった者に対し、相当の期限を定めて、地下水の水質浄化のための措置をとることを命ずることができる（法第14条の3第1項、同第2項）。

ただし、鉱山や電気工作物、廃油処理施設については、法第5条に基づく特定施設の設置の届出や法第8条又は第8条の2に基づく計画変更命令等の規定は適用されず（法第23条第2項）、この計画変更命令等について、都道府県知事は、これらの施設や鉱山を管轄する国の行政機関の長に対し、当該規定に相当する措置を執るべきことを要請することができる（法第23条第4項）。

都道府県別及び水質汚濁防止法政令市別の改善命令、一時停止命令の発動件数を表7に、発動の業種別の内訳を表8に示す。

平成23年度における改善命令の件数は12件であり、一時停止命令の件数は0件であった。これを業種別の内訳（表8）で見ると、改善命令については、「電気めっき施設」に対して発動されたものが3件と最も多く、次いで「その他無機化学工業製品製造業」が2件となっていた。

一方、法第14条の3に基づく地下水の浄化措置命令の発動件数は0件であり、法第23条第4項に基づき都道府県知事から国の行政機関の長に対してなされた措置の要請件数も0件であった。

また、こうした改善命令等の発動までには至らないが、工場、事業場に対して指導や勧告、助言等の行政指導を実施した件数は7,650件であり、公共用水域関係では7,587件、地下水関係では63件であった。

ウ 立入検査

都道府県知事は、水質汚濁防止法の施行に必要な限度において、その職員に、特定事業場に立ち入り、特定施設や汚水等の処理施設を始め、特定施設において使用する原料や当該特定事業場敷地内の土壌、地下水等について検査させることができる（法第 22 条第 1 項）。

都道府県別及び水質汚濁防止法政令市別の立入検査の状況を表 7 に示す。昼間立入が 38,295 件、夜間立入が 587 件で立入件数は計 38,882 件であった。なお、38,882 件のうち、瀬戸内海法上の特定施設を設置する工場、事業場に対する立入件数は 4,086 件であった。

エ 排水基準違反

法第 12 条第 1 項の規定に基づき、排水を排出する者は、排水基準に適合しない排水を排出してはならないこととされている。これに違反した場合は、6 か月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処せられる（法第 31 条第 1 項）。

都道府県別及び水質汚濁防止法政令市別の排水基準等違反の件数を表 9、排水基準違反の違反業種別及び違反項目別の内訳を表 10 に示す。

平成 23 年度における排水基準違反の件数は 8 件であり、違反摘発の契機について見ると、県警察の調査によるものが 1 件、海上保安庁の調査によるものが 7 件であった。

また、違反業種は、紡績・繊維製品製造業が 2 件、豆腐・煮豆製造業、化学繊維製造業、パルプ・紙・紙加工品製造業、か性ソーダ・か性カリ製造業、セメント製品製造業、し尿処理施設がそれぞれ 1 件であり、違反項目は pH が 4 件、COD、SS がそれぞれ 2 件、BOD、n-ヘキサン、大腸菌群数が各 1 件（1 事例で複数の違反項目がある場合もあるので、違反業種別及び違反項目別の合計件数は必ずしも一致しない。）であった。

オ 事故時の措置及び緊急時の措置

特定施設の破損等により有害物質や油を含む水が公共用水域に排出又は地下浸透し、人の健康や生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、特定事業場の設置者は、直ちに当該有害物質、油を含む水等の排出・浸透防止を図るべく応急措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況と講じた措置の概要を都道府県知事に届け出なければならない（法第 14 条の 2 第 1 項）。

また、指定施設の破損等により有害物質又は指定物質を含む水が公共用水域に排出又は地下浸透し、人の健康や生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、指定事業場の設置者は、直ちに当該有害物質又は指定物質を含む水等の排出・浸透防止を図るべく応急措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況と講じた措置の概要を都道府県知事に届け出なければならない（法第 14 条の 2 第 2 項）。

さらに、特定事業場以外の工場や事業場で貯油施設等を設置する者についても、当該貯油施設等の破損等により油を含む水が公共用水域に排出又は地下浸透し、生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに当該油を含む水の排出・浸透防止を図るべく応急措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況と講じた措置の概要を都道府県知事に届け出な

なければならないとされている（法第 14 条の 2 第 3 項）。

そして、都道府県知事は、特定事業場の設置者や貯油事業場等の設置者がこれらの応急の措置を講じていないと認めるときは、これらの者に対し、応急の措置を講ずべきことを命ずることができる（法第 14 条の 2 第 4 項）。

都道府県別及び水質汚濁防止法政令市別の事故時の措置件数を表 9 に示す。法第 14 条の 2 第 1 項に係る届出数は 185 件（内訳：公共用水域関係 175 件、地下水関係 10 件）であり、法第 14 条の 2 第 2 項に係る届出数は 89 件（内訳：公共用水域関係 71 件、地下水関係 18 件）であり、法第 14 条の 2 第 3 項に係る届出数は 229 件（内訳：公共用水域関係 195 件、地下水関係 34 件）であった。

また、公共用水域において、異常濁水等の事由により水質汚濁が著しくなり、人の健康や生活環境に係る被害が生ずるおそれがある場合には、都道府県知事は、当該公共用水域に排水を排出する者に対し、排水の量の減少等の必要な措置をとるべきことを命ずることができるが（法第 18 条）、平成 23 年度に発動された緊急時の措置命令は 0 件であった。

カ 生活排水対策重点地域の指定

平成 2 年の水質汚濁防止法等の一部改正により、生活排水対策の推進のための制度が設けられた。都道府県知事は、水質環境基準が現に確保されていない等の公共用水域において、生活排水対策の実施を推進することが特に必要であると認めるときは、当該公共用水域の水質汚濁に関係がある区域を生活排水対策重点地域として指定しなければならない（法第 14 条の 7）。

また、生活排水対策重点地域をその区域に含む市町村（生活排水対策推進市町村）は、生活排水処理施設の整備に関する事項や生活排水対策に係る啓発に関する事項について、生活排水対策推進計画を策定しなければならないとされている（法第 14 条の 9）。

平成 23 年度における生活排水対策重点地域の指定は 0 件、指定範囲の変更を伴う指定地域の変更は 0 件であった。なお、平成 24 年 3 月末現在、211 地域（42 都府県 336 市町村）で指定がされている。

キ 水質総量削減

昭和 53 年の水質汚濁防止法等の一部改正により、東京湾、伊勢湾及び瀬戸内海（指定水域）において、化学的酸素要求量（COD）を指定項目として、汚濁負荷量の総量を一定量以下に削減する水質総量削減制度が導入された。また、平成 13 年 12 月には、水質汚濁防止法施行令が一部改正となり、指定項目として窒素含有量及びりん含有量が追加された。

水質総量削減制度では、指定地域内の日平均排水量 50m³ 以上の特定事業場（指定地域内事業場）については、排水基準に加え総量規制基準の遵守が義務づけられている（法第 12 条の 2）。

都道府県知事は、法第 5 条又は法第 7 条の届出があった場合において、その届出に係る特定施設が設置される指定地域内事業場について、当該指定地域内事業場から排出される排出

水の汚濁負荷量が総量規制基準に適合しないと認めるときは、届出を受理した日から 60 日以内に届出に係る汚水や廃液の処理方法の改善等の措置を採るべきことを命ずることができる（法第 8 条の 2）。

また、都道府県知事は、汚濁負荷量が総量規制基準に適合しない排出水が排出されるおそれがあると認めるときは、期限を定めて当該指定地域内事業場における汚水や廃液の処理方法の改善等の措置を採るべきことを命ずることができる（法第 13 条第 3 項）。

一方で、指定地域内事業場の設置者は、あらかじめ、環境省令で定めるところにより、汚濁負荷量の測定手法を都道府県知事に届け出ることとなっている（法第 14 条第 3 項）。また、指定地域内事業場から排出水を排出する者は、排出水の汚濁負荷量を測定し、記録し、これを保存しなければならない（法第 14 条第 2 項）、本規定による記録をせず、又は虚偽の記録をし、または記録を保存しなかった者は、30 万円以下の罰金に処せられる（法第 33 条）。

指定地域内事業場数及び水質総量規制に係る施行状況を表 11、表 12 に示す。平成 23 年 3 月末現在における指定地域内事業場の数は 11,079 であり、平成 23 年 3 月末時点（11,314）と比較すると事業場数はやや減少した。指定地域内事業場の指定水域別の内訳を見ると、東京湾 1,709（約 15%）、伊勢湾 3,378（約 31%）、瀬戸内海 5,992（約 54%）であった。また、法第 14 条第 3 項に係る届出数は 370 件であった。

水質総量規制に関連する罰則の適用は 0 件、法第 13 条第 3 項に基づく改善措置命令も 0 件、法第 13 条の 3 に基づく指導等は 6 件であった。

（2）瀬戸内海法

ア 許可、措置命令

瀬戸内海法においては、瀬戸内海 13 関係府県のうち、瀬戸内海の水質保全に関係のある区域において工場、事業場から公共用水域に水を排出する者は、特定施設（排出水の一当たりの最大量が 50m³ 未満である工場、事業場に設置される特定施設等を除く。）を設置しようとするときは、府県知事の許可を受けなければならない（瀬戸内海法第 5 条第 1 項）。また、当該許可を受けた者が、その許可に係る特定施設について構造や使用の方法等を変更しようとするときも、瀬戸内海法第 8 条第 1 項の規定に基づく府県知事の許可が必要とされる。

一方で、府県知事は、瀬戸内海法第 5 条第 1 項の規定に違反して特定施設を設置した者や、瀬戸内海法第 8 条第 1 項の規定に違反して同項に規定する事項を変更した者に対して、当該特定施設の除却や操業の停止等、当該違反を是正するために必要な措置をとるべき旨を命ずることができる（瀬戸内海法第 11 条）。

瀬戸内海法に基づく許可や措置命令等に係る施行状況を表 13 に示すとともに、措置命令の発動の業種別内訳を表 14 に示す。瀬戸内海法第 5 条第 1 項に係る申請数は 294 件、瀬戸内海法第 8 条第 1 項に係る申請数は 458 件であった。また、瀬戸内海法第 11 条に基づく措置命令は、4 件であった。

イ 自然海浜保全地区の指定

瀬戸内海法において、関係府県は、条例で定めるところにより、瀬戸内海の内海沿岸地やこれに面する海面のうち、水際線付近において砂浜や岩礁その他、これらに類する自然の状態が維持されているものであって、海水浴や潮干狩りなど公衆によって利用されており、かつ、将来にわたってその利用が行われることが適当であると認められる区域を自然海浜保全地区として指定することができる（瀬戸内海法第12条の7）。そして、同地区内において工作物の新築や土地の形質変更、鉱物の掘採等をしようとする者には必要な届出をさせ、関係府県は、当該届出をした者に対して同地区の保全と適正な利用のための必要な勧告又は助言をすることができる（瀬戸内海法第12条の8）。

平成23年（1～12月）における自然海浜保全地区の指定は0件、自然海浜保全地区内の工作物の新築等の届出件数は1件であった。なお、平成23年12月末現在における自然海浜保全地区の指定総数は91件となっている。

（3）湖沼法

ア 湖沼特定施設等の届出関係、計画変更命令等

湖沼法では、指定湖沼において、工場、事業場からの汚濁負荷の流入を極力抑制するため、従来の水質汚濁防止法による排水規制に加え、湖沼特定施設を設置する工場、事業場で一日当たりの平均排水量が50m³以上のものに対し、これを湖沼特定事業場として汚濁負荷量の規制を行うこととしている（湖沼法第7条第1項）。また、湖沼の水質汚濁の原因となる物を発生し、かつ公共用水域に排出している施設であって、湖沼の水質保全上排水規制により難しい施設については、これを「指定施設」として指定し、この指定施設を設置しようとする者は、都道府県知事に対し届出を行うこととされている（湖沼法第15条第1項）。

一方、湖沼特定施設について、水質汚濁防止法第5条第1項や第7条の規定による届出があった場合において、その届出に係る湖沼特定施設が設置される湖沼特定事業場から排出される排出水の汚濁負荷量が規制基準に適合しないと認めるときは、届出を受理した日から60日以内に当該湖沼特定事業場における汚水や廃液の処理方法の改善等の措置を採るべきことを命ずることができる（湖沼法第8条）。

平成23年度における湖沼特定施設の設置届出の件数（水質汚濁防止法第5条）は、表15に示すように307件であり、湖沼特定施設の構造等の変更届出の件数（水質汚濁防止法第7条）は199件であった。また、指定施設の設置届出（経過措置）の件数（湖沼法第16条第1項）、指定施設の使用廃止届出の件数（湖沼法第17条第2項）及び指定施設の構造等の変更届出の件数（湖沼法第17条第1項）は0件であった。また、湖沼特定事業場に対する計画変更命令等（湖沼法第8条）の適用事例もなかった。

イ 改善命令等

都道府県知事は、湖沼特定事業場において、当該湖沼特定事業場から排出される排出水の汚濁負荷量が規制基準に適合しないおそれがあると認めるときは、期限を定めて当該湖沼特

定事業場における汚水や廃液の処理方法の改善等の措置を採るべきことを命ずることができる（湖沼法第10条）。

また、都道府県知事は、指定施設を設置している者が、当該指定施設について都道府県が条例で定める構造や使用の方法に関する基準を遵守していないと認めるときは、期限を定めて当該指定施設の構造や使用の方法を改善すべきことを勧告することができる（湖沼法第20条第1項）。さらには、その勧告に従わないで当該指定施設を使用しているときは、期限を定めて当該指定施設の構造や使用の方法の改善を命ずることができるとされている（湖沼法第20条第2項）。

平成23年度における改善勧告（湖沼法第20条第1項）の件数は0件であり、改善命令（湖沼法第20条第2項）についても0件であった。また、湖沼法第10条に基づく改善命令等の適用事例も0件であった。

なお、こうした改善命令等の発動までに至らないが、湖沼特定事業場に対して指導や勧告、助言等の行政指導を実施した件数は、文書による指導が172件、口頭による指導が127件で、内容は処理施設の改善が62件、その他が238件であった（1件の指導が複数の内容を含む場合があるため、指導件数と指導内容の件数は必ずしも一致しない）。

特定施設又は指定施設を設置する者以外の者への湖沼水質保全計画を達成するために必要な指導等（湖沼法24条）の件数は、文書による指導が15件、口頭による指導が2件あった。

表1 排水量規模別特定事業場数

区 分		全 特 定 事 業 場 数	排 水 量 規 模			
			①一日当たり の平均排水量 50m ³ 以上 の事業場数	②うち有害 物質使用 特定事業場	③一日当たり の平均排水量 50m ³ 未満 の事業場数	④うち有害 物質使用 特定事業場
A 平成 24年 3月 末 現 在		266,860 (10)	33,529	4,025 (2)	233,331	10,046 (8)
	水質汚濁 防止法上の 特定事業場	263,175 (10)	30,089	3,402 (2)	233,086	10,022 (8)
	瀬戸内海法 上の特定 事業場	3,685	3,440	623	245	24
B 平成 23年 3月 末 現 在		271,242 (8)	33,964	4,156	237,278	10,119 (8)
	水質汚濁 防止法上の 特定事業場	267,499 (8)	30,472	3,534	237,027	10,095 (8)
	瀬戸内海法 上の特定 事業場	3,743	3,492	622	251	24
対 前 年 比 A / B		(98%)	(99%)	(97%)	(98%)	(99%)
	水質汚濁 防止法上の 特定事業場	(98%)	(99%)	(96%)	(98%)	(99%)
	瀬戸内海法 上の特定 事業場	(98%)	(99%)	(100%)	(98%)	(100%)

(注) 括弧内の数字は、特定地下浸透水を浸透させる特定事業場数で内数である。

表2 都道府県・政令市別特定事業場数(1)

	水質汚濁防止法上の特定事業場					瀬戸内海法上の特定事業場					
	総数	①		③		総数	①		③		
		平均排水量 50m ³ /日以上 の事業場数	②うち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)	平均排水量 50m ³ /日未満 の事業場数	④うち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)		平均排水量 50m ³ /日以上 の事業場数	②うち有害 物質使用 特定事業場	平均排水量 50m ³ /日未満 の事業場数	④うち有害 物質使用 特定事業場	
1	北海道	5,681	1,255	47	4,426	76					
2	青森県	3,936	352	13	3,584	33(3)					
3	岩手県	4,713	589	48	4,124	83					
4	宮城県	4,787	455	27	4,332	61					
5	秋田県	3,349	527	44	2,822	59(1)					
6	山形県	3,040	479	55	2,561	94					
7	福島県	5,456	701	163	4,755	231					
8	茨城県	8,005	903	103	7,102	141					
9	栃木県	7,321	994	70	6,327	161					
10	群馬県	3,167	628	53	2,539	108					
11	埼玉県	6,409	673	97	5,736	437					
12	千葉県	7,837	797	100	7,040	177					
13	東京都	1,549	100	6	1,449	267					
14	神奈川県	3,273	271	34	3,002	104					
15	新潟県	6,394	688	71	5,706	373					
16	富山県	2,446	387	84	2,059	105					
17	石川県	3,285	526	52	2,759	119					
18	福井県	2,048	316	45	1,732	60					
19	山梨県	4,580	418	48	4,162	151					
20	長野県	10,679	1,056	98	9,623	325					
21	岐阜県	7,678	971	82	6,707	149					
22	静岡県	7,875	1,172	152(1)	6,703	117					
23	愛知県	8,911	1,204	229	7,707	335					
24	三重県	7,636	897	62	6,739	110					
25	滋賀県	2,529	467	38	2,062	103					
26	京都府	3,620	249	38	3,371	274	111	99	18	12	3
27	大阪府	1,451	116	2	1,335	118	225	208	39	17	2
28	兵庫県	7,181	554	88	6,627	456	337	312	64	25	7
29	奈良県	2,750	220	8	2,530	123	235	227	19	8	2
30	和歌山県	2,912	338	5	2,574	82	92	89		3	
31	鳥取県	1,761	266	12	1,495	44					
32	島根県	3,101	396	39	2,705	50					
33	岡山県	3,158	184	1	2,974	76	239	223	26	16	
34	広島県	3,675	311	6	3,364	81	266	242	17	24	
35	山口県	3,302	228	12	3,074	136	267	258	112	9	2
36	徳島県	3,441	104	2	3,337	29	170	158	34	12	1
37	香川県	3,246	117		3,129	46	210	188	17	22	1
38	愛媛県	3,525	168	3	3,357	46	219	206	30	13	
39	高知県	2,400	262	46	2,138	54					
40	福岡県	4,260	625	59	3,635	103	48	44	4	4	
41	佐賀県	2,733	362	26	2,371	108					
42	長崎県	4,853	301	45	4,552	60					
43	熊本県	2,284	478	36	1,806	64					
44	大分県	4,139	227	2	3,912	22	169	164	8	5	
45	宮崎県	3,442	370	8	3,072	23					
46	鹿児島県	4,727	749	70	3,978	235					
47	沖縄県	1,311	344	24	967	8					
	都道府県計	205,856	23,795	2,353(1)	182,061	6,217(4)	2,588	2,418	388	170	18
	政令市計	57,319	6,294	1,049(1)	51,025	3,805(4)	1,097	1,022	235	75	6
	合計	263,175	30,089	3,402(2)	233,086	10,022(8)	3,685	3,440	623	245	24

表2 都道府県・政令市別特定事業場数(2)

		水質汚濁防止法上の特定事業場				瀬戸内海法上の特定事業場					
		総数	①		③		総数	①		③	
			平均排水量 50m ³ /日以上 の事業場数	②うち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)	平均排水量 50m ³ /日未満 の事業場数	④うち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)		平均排水量 50m ³ /日以上 の事業場数	②うち有害 物質使用 特定事業場	平均排水量 50m ³ /日未満 の事業場数	④うち有害 物質使用 特定事業場
1	札幌市	80	41	2	39	1					
2	函館市	205	45		160	4					
3	旭川市	163	26	2	137	6					
4	青森市	521	77	7	444	6					
5	八戸市	404	68	12	336	7					
6	盛岡市	460	34	5	426	30					
7	仙台市	916	68	49	848	116					
8	秋田市	388	83	21	305	33					
9	山形市	632	80	8	552	35					
10	福島市	650	116	13	534	17					
11	郡山市	806	116	25	690	29					
12	いわき市	737	164	36	573	29					
13	水戸市	559	58	2	501	9					
14	つくば市	436	20	3	416	92					
15	宇都宮市	912	132	8	780	18					
16	前橋市	620	112	10	508	22					
17	高崎市	490	84	19	406	30					
18	伊勢崎市	544	125	34	419	24 (1)					
19	太田市	487	102	19 (1)	385	36 (2)					
20	さいたま市	851	75	16	776	42					
21	川越市	357	39	9	318	83					
22	熊谷市	620	80	9	540	10					
23	川口市	378	32	5	346	53					
24	所沢市	151	20	5	131	15					
25	春日部市	300	22	1	278	9					
26	草加市	209	26	11	183	29					
27	越谷市	302	25	1	277	25					
28	千葉市	502	53	18	449	20					
29	市川市	338	86	15	252	11					
30	船橋市	477	127	3	350	12					
31	松戸市	330	40	12	290	26					
32	柏市	256	52	4	204	21 (1)					
33	市原市	454	92	25	362	14					
34	八王子市	554	31	3	523	85					
35	町田市	115	19	3	96	33					
36	横浜市	1,590	89	34	1,501	293					
37	川崎市	621	62	43	559	124					
38	横須賀市	89	15	9	74	39					
39	平塚市	318	16	5	302	81					
40	藤沢市	211	25	12	186	44					
41	小田原市	305	33	11	272	7					
42	茅ヶ崎市	98	9	3	89	21					
43	相模原市	925	42	12	883	105					
44	厚木市	264	10	3	254	52					
45	大和市	106	12	5	94	24					
46	新潟市	1,462	148	13	1,314	109					
47	長岡市	698	65	9	633	44					
48	上越市	923	109	20	814	23					
49	富山市	937	230	53	707	33					
50	金沢市	539	71	13	468	55					
51	福井市	382	108	9	274	26					
52	甲府市	487	59	21	428	66					
53	長野市	1,195	139	40	1,056	110					
54	松本市	625	53	5	572	38					
55	岐阜市	867	71	11	796	37					

表2 都道府県・政令市別特定事業場数（3）

	水質汚濁防止法上の特定事業場					瀬戸内海法上の特定事業場					
	総数	①		③		総数	①		③		
		平均排水量 50m ³ /日以上 の事業場数	②うち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)	平均排水量 50m ³ /日未満 の事業場数	④うち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)		平均排水量 50m ³ /日以上 の事業場数	②うち有害 物質使用 特定事業場	平均排水量 50m ³ /日未満 の事業場数	④うち有害 物質使用 特定事業場	
56	静岡市	1,225	161	22	1,064	42					
57	浜松市	1,105	162	49	943	41					
58	沼津市	962	89	16	873	12					
59	富士市	681	159	16	522	19					
60	名古屋	393	76	19	317	48					
61	豊橋市	770	97	19	673	25					
62	岡崎市	448	76	9	372	21					
63	一宮市	484	76	8	408	33					
64	春日井市	529	73	12	456	48					
65	豊田市	933	140	26	793	30					
66	四日市市	877	107	19	770	16					
67	大津市	337	37	11	300	25					
68	京都市	1,073	10		1,063	5	27	23	2	4	
69	大阪市	74	12		62	27	12	12	6		
70	堺市	603	27		576	61	71	69	24	2	
71	岸和田市	212	7		205	40					
72	豊中市	54	2		52	8					
73	吹田市	50	3		47	6	6	5		1	
74	高槻市	139	5	1	134	20	9	9	1		
75	枚方市	151	16	2	135	17					
76	茨木市	80	1		79	19	6	6	1		
77	八尾市	316	8		308	54	11	11	2		
78	寝屋川市	128	3		125	21	1	1			
79	東大阪市	145	9		136	19	10	10	3		
80	神戸市	695	41		654	50	49	47	6	2	
81	姫路市	445	55		390	16	69	63	10	6	
82	尼崎市	58	5		53	5	27	27	15		
83	明石市	104	7		97	1					
84	西宮市	196	3		193	27	11	10	2	1	
85	加古川市	208	10		198	17	22	21	5	1	
86	宝塚市	97			97	9	6	6			
87	奈良市	357	20	3	337	20	25	22	3	3	
88	和歌山市	731	58	7	673	36	80	75	10	5	
89	鳥取市	548	77	6	471	32					
90	岡山市	1,003	69		934	50	96	90	17	6	
91	倉敷市	859	16		843	28	132	125	32	7	
92	広島市	951	43		908	66	38	34	6	4	
93	呉市	602	29		573	41					
94	福山市	536	33		503	22	59	53	7	6	
95	下関市	609	30		579	5	49	47	14	2	
96	徳島市	718	63		655	23	54	49	12	5	
97	高松市	1,050	35		1,015	37	44	38	3	6	
98	松山市	660	33		627	39	70	67	8	3	
99	高知市	649	100	17	549	13					
100	北九州市	166	8		158	15	56	52	26	4	
101	福岡市	284	25	3	259						
102	久留米市	338	41	4	297	10					
103	長崎市	770	49	4	721	15					
104	佐世保市	521	47	4	474	5					
105	熊本市	1,015	91	14	924	28					
106	大分市	1,235	57		1,178	92	57	50	20	7	
107	宮崎市	712	93	9	619	22					
108	鹿児島市	587	64	3	523	61					
	政令市計	57,319	6,294	1,049 (1)	51,025	3,805 (4)	1,097	1,022	235	75	6

表3 指定湖沼別湖沼特定事業場数等(1)

	釜房ダム貯水池		八郎湖		霞ヶ浦			印旛沼			手賀沼		諏訪湖		野尻湖		琵琶湖			中海		宍道湖	児島湖			総数	
	宮城県	秋田県	秋田市	栃木県	千葉県	茨城県	つくば市	千葉県	千葉県	船橋市	千葉県	松戸市	柏市	長野県	長野県	滋賀県	大津市	京都府	京都市	鳥取県	島根県	島根県	岡山県	岡山市	倉敷市		
1																										1	
1の2							11			1			1				3	1									18
2							8	1		6	1		1	1		3							1			22	
3							3			2				6		1					10	1		1		24	
4							9			1	1					10				2			1			24	
5			1				1			1						2										5	
6																										0	
7																1										1	
8							1																	1		2	
9							1																			1	
10			1				3			2			1			6						1	1			15	
11																1										1	
12							1																			1	
13																										0	
14																										0	
15																										0	
16							3				1					4						1		1		10	
17							11									1										12	
18																										0	
18の2							2			1																3	
18の3																										0	
19													1			23	1									25	
20																										0	
21																										0	
21の2																										0	
21の3							1														1					2	
21の4																										0	
22																1										1	
23																1	1					1		1		4	
23の2							1									1										2	
24																										0	
25																										0	
26							1																			1	
27							1																			1	
28							1																			1	
29																										0	
30																										0	
31																										0	
32																1										1	
33							3			1						6										10	
34																										0	
35																										0	
36																										0	
37																										0	
38																										0	
39																										0	
40																										0	
41																										0	
42																										0	
43																										0	
44																										0	
45																										0	
46							1									5										6	
47							1			1						5								1		8	
48							1																			1	

表3 指定湖沼別湖沼特定事業場数等(2)

	釜戸ダム貯水池		八郎湖		霞ヶ浦			印旛沼			手賀沼			諏訪湖		野尻湖		琵琶湖			中海		宍道湖	児島湖			総数	
	宮城県	秋田県	秋田市	栃木県	千葉県	茨城県	つくば市	千葉県	千葉県	船橋市	千葉県	松戸市	柏市	長野県	長野県	滋賀県	大津市	京都府	京都市	鳥取県	島根県	島根県	岡山県	岡山市	倉敷市			
49																											0	
50																												0
51																												0
51の2													1															5
51の3																												1
52																												0
53													1															7
54																												7
55																												6
56																												0
57																												1
58																												2
59																												0
60																												5
61													1															8
62																												3
63																												19
63の2																												0
63の3																												0
64																												0
64の2																												14
65			1																									78
66																												15
66の2			6																									78
66の3																												10
66の4																												16
66の5																												62
66の6																												1
66の7																												3
67																												15
68																												0
68の2																												13
69																												3
69の2																												0
69の3																												3
70																												0
70の2																												0
71																												33
71の2																												24
71の3																												2
71の4																												0
71の5																												2
71の6																												1
72																												355
73																												25
74																												7
みなし指定地域特定施設1																												47
みなし指定地域特定施設2																												688
湖沼特定事業場数	8	26	1	0	3	327	14	129	16	26	30	1	62	73	0	539	41	0	0	55	63	138	14	130	66	1,762		
指定施設1																												21
指定施設2																												31
指定施設計	0	2	0	0	0	32	0	4	1	1	2	0	0	4	0	4	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	52	
準用指定施設	26	20				477	16			18				23		133					20	40					773	
総計	34	48	1	0	3	836	30	133	35	27	32	1	62	100	0	676	41	0	0	55	83	180	14	130	66	2,587		

表4 特定事業場の上位10業種

順位	業種・施設名	事業場数 (構成比)	一日当たりの平均排水量 50m ³ 以上の事業場数	一日当たりの平均排水量 50m ³ 未満の事業場数
1	旅館業(66の2)	65,648 (25%)	4,605	61,043
2	自動式車両洗浄施設(71)	30,280 (11%)	101	30,179
3	畜産農業(1の2)	28,968 (11%)	398	28,570
4	洗たく業(67)	22,375 (8%)	500	21,875
5	豆腐・煮豆製造業(17)	12,099 (5%)	299	11,800
6	し尿処理施設(72)	11,653 (4%)	10,173	1,480
7	し尿浄化槽(201人以上500人以下) (指定地域特定施設)	10,688 (4%)	2,282	8,406
8	水産食料品製造業(3)	8,641 (3%)	713	7,928
9	酸・アルカリ表面処理施設(65)	5,908 (2%)	1,404	4,504
10	写真現像業(68)	5,741 (2%)	12	5,729
総計		202,001 (76%)	20,487	181,514

(注) 1. 業種・施設名の欄における括弧内の数字は、水質汚濁防止法施行令別表第一の号番号である。
2. 構成比は、全特定事業場に占める割合を表す。

表5 特定事業場の業種別内訳（1）

号 番 号	業 種 ・ 施 設 名	総 数	①		③	
			平均排水量 50m ³ /日以上の 事業場数	②のうち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)	平均排水量 50m ³ /日未満の 事業場数	④のうち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)
1	鉍業・水洗炭業	(水)	151	52	9	99
		(瀬)	15	11	4	4
			166	63	13	103
1 の 2	畜産農業	(水)	28,960	390	7	28,570
		(瀬)	8	8	1	
			28,968	398	8	28,570
2	畜産食料品製造業	(水)	2,829	559	16	2,270
		(瀬)	83	82	2	1
			2,912	641	18	2,271
3	水産食料品製造業	(水)	8,581	655		7,926
		(瀬)	60	58		2
			8,641	713		7,928
4	保存食料品製造業	(水)	4,761	514	1	4,247
		(瀬)	57	54	1	3
			4,818	568	2	4,250
5	みそ・しょう油グルタミン酸 ソーダ食酢等の製造業	(水)	3,380	160	4	3,220
		(瀬)	27	26	1	1
			3,407	186	5	3,221
6	小麦粉製造業	(水)	13			13
		(瀬)				
			13			13
7	砂糖製造業	(水)	56	36		20
		(瀬)	6	6		
			62	42		20
8	パン・菓子製造業	(水)	1,117	45		1,072
		(瀬)	22	22	1	
			1,139	67	1	1,072
9	米菓・こうじ製造業	(水)	599	52		547
		(瀬)	1	1		
			600	53		547
10	飲料製造業	(水)	3,916	460	18	3,456
		(瀬)	65	62		3
			3,981	522	18	3,459
11	動物系飼料有機質肥料製造業	(水)	534	91	1	443
		(瀬)	5	5		
			539	96	1	443
12	動植物性油脂製造業	(水)	264	43		221
		(瀬)	18	18	1	
			282	61	1	221
13	イースト製造業	(水)	19	2		17
		(瀬)	2	2		
			21	4		17
14	でん粉・化工でん粉製造業	(水)	100	67		33
		(瀬)	4	4		
			104	71		33

表5 特定事業場の業種別内訳（2）

号 番 号	業 種 ・ 施 設 名	総 数	①		③	
			平均排水量 50m ³ /日以上の 事業場数	② うち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)	平均排水量 50m ³ /日未満の 事業場数	④ うち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)
15	ブドウ糖・水あめ製造業	(水)	30	12	1	18
		(瀬)				
			30	12	1	18
16	めん類製造業	(水)	3,031	109		2,922
		(瀬)	30	28	1	2
			3,061	137	1	2,924
17	豆腐・煮豆製造業	(水)	12,059	260	1	11,799
		(瀬)	40	39		1
			12,099	299	1	11,800
18	インスタントコーヒー製造業	(水)	75	4		71
		(瀬)	1	1		
			76	5		71
18 の 2	冷凍調理食品製造業	(水)	503	118		385
		(瀬)	32	32		
			535	150		385
18 の 3	たばこ製造業	(水)	8	3		5
		(瀬)				
			8	3		5
19	紡績・繊維製品製造業	(水)	2,190	334	69	1,856
		(瀬)	173	171	12	2
			2,363	505	81	1,858
20	洗毛業	(水)	21	2	1	19
		(瀬)				
			21	2	1	19
21	化学繊維製造業	(水)	30	24	9	6
		(瀬)	17	17	9	
			47	41	18	6
21 の 2	一般製材業木材チップ製造業	(水)	141	7	1	134
		(瀬)				
			141	7	1	134
21 の 3	合板製造業	(水)	325	16		309
		(瀬)	2	2		
			327	18		309
21 の 4	パーティクルボード製造業	(水)	27	2	1	25
		(瀬)	1	1		
			28	3	1	25
22	木材薬品処理業	(水)	353	9	6	344
		(瀬)				
			353	9	6	344
23	パルプ・紙・紙加工品製造業	(水)	661	327	26	334
		(瀬)	96	96	12	
			757	423	38	334
23 の 2	新聞業・出版業・印刷業・製版業	(水)	1,515	29	9	1,486
		(瀬)	5	5	2	
			1,520	34	11	1,486

表5 特定事業場の業種別内訳（3）

号 番 号	業 種 ・ 施 設 名	総 数	①		③		
			平均排水量 50m ³ /日以上 の事業場数	②のうち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)	平均排水量 50m ³ /日未満 の事業場数	④のうち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)	
24	化学肥料製造業	(水)	64	17	10	47	7
		(瀬)	10	10	8		
			74	27	18	47	7
25	か性ソーダ・か性カリ製造業	(水)	2	2	2		
		(瀬)	1	1	1		
			3	3	3		
26	無機顔料製造業	(水)	35	17	6	18	3
		(瀬)	18	18	12		
			53	35	18	18	3
27	その他無機化学工業製品製造業	(水)	396	140	68	256	75
		(瀬)	77	77	46		
			473	217	114	256	75
28	アセチレン誘導品製造業	(水)	39	12	2	27	3
		(瀬)	3	3			
			42	15	2	27	3
29	コーラタール製品製造業	(水)	4			4	
		(瀬)	4	4	3		
			8	4	3	4	
30	発 酵 工 業	(水)	39	9	2	30	
		(瀬)	2	2	1		
			41	11	3	30	
31	メタン誘導品製造業	(水)	9	3		6	3
		(瀬)	1	1	1		
			10	4	1	6	3
32	有機顔料・合成染料製造業	(水)	42	16	11	26	6
		(瀬)	7	7	3		
			49	23	14	26	6
33	合 成 樹 脂 製 造 業	(水)	257	116	43	141	17
		(瀬)	39	37	12	2	1
			296	153	55	143	18
34	合 成 ゴ ム 製 造 業	(水)	10	6	6	4	1
		(瀬)	2	2	2		
			12	8	8	4	1
35	有機ゴム薬品製造業	(水)	9	5	3	4	
		(瀬)	4	4	3		
			13	9	6	4	
36	合 成 洗 剤 製 造 業	(水)	14	4	1	10	2
		(瀬)	2	2	1		
			16	6	2	10	2
37	その他石油化学工業	(水)	57	26	19	31	6
		(瀬)	30	30	19		
			87	56	38	31	6
38	石 け ん 製 造 業	(水)	26			26	
		(瀬)	3	3	1		
			29	3	1	26	

表5 特定事業場の業種別内訳（4）

号 番 号	業 種 ・ 施 設 名	総 数	①		③		
			平均排水量 50m ³ /日以上 の事業場数	②のうち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)	平均排水量 50m ³ /日未満 の事業場数	④のうち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)	
39	硬 化 油 製 造 業	(水)	4	1		3	
		(瀨)	4	1		3	
40	脂 肪 酸 製 造 業	(水)	6	1	1	5	
		(瀨)	2	2			
			8	3	1	5	
41	香 料 製 造 業	(水)	47	11	3	36	6
		(瀨)	4	4	1		
			51	15	4	36	6
42	ゼラチン・にかわ製造業	(水)	4			4	
		(瀨)	2	1		1	
			6	1		5	
43	写 真 感 光 材 料 製 造 業	(水)	12	7	3	5	1
		(瀨)	1	1	1		
			13	8	4	5	1
44	天 然 樹 脂 製 品 製 造 業	(水)	6	1		5	
		(瀨)					
			6	1		5	
45	木 材 化 学 工 業	(水)	2			2	
		(瀨)					
			2			2	
46	その他有機化学工業製品製造業	(水)	405	163	81	242	51
		(瀨)	52	50	27	2	
			457	213	108	244	51
47	医 薬 品 製 造 業	(水)	307	150	64	157	48
		(瀨)	30	29	12	1	
			337	179	76	158	48
48	火 薬 製 造 業	(水)	7	3	2	4	3
		(瀨)	4	4	2		
			11	7	4	4	3
49	農 薬 製 造 業	(水)	31	6	5	25	11
		(瀨)	2	2	2		
			33	8	7	25	11
50	有 害 物 質 含 有 試 薬 製 造 業	(水)	7	2	2	5	4
		(瀨)					
			7	2	2	5	4
51	石 油 精 製 業	(水)	29	19	8	10	1
		(瀨)	16	16	10		
			45	35	18	10	1
51 の 2	自動車用タイヤ・チューブ・ゴム ホース・工業用ゴム製品製造業	(水)	139	45	23	94	17
		(瀨)	17	17	9		
			156	62	32	94	17
51 の 3	医療・衛生用ゴム製品、ゴム手袋・ 糸ゴム・ゴムバンド（ラテックス 成形型）製造業	(水)	16	5	1	11	
		(瀨)					
			16	5	1	11	

表5 特定事業場の業種別内訳（5）

号 番 号	業 種 ・ 施 設 名	総 数	①		③		
			平均排水量 50m ³ /日以上の 事業場数	② うち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)	平均排水量 50m ³ /日未満の 事業場数	④ うち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)	
52	皮 革 製 造 業	(水)	125	10	4	115	5
		(瀬)	1	1			
			126	11	4	115	5
53	ガラス・ガラス製品製造業	(水)	752	129	84 (1)	623	259
		(瀬)	8	7	6	1	1
			760	136	90 (1)	624	260
54	セメント製品製造業	(水)	2,593	60	12	2,533	152
		(瀬)	12	9	5	3	2
			2,605	69	17	2,536	154
55	生コンクリート製造業	(水)	5,097	350	14	4,747	239
		(瀬)	20	18	1	2	
			5,117	368	15	4,749	239
56	有機質壁材製造業	(水)	55			55	3
		(瀬)					
			55			55	3
57	人造黒鉛電極製造業	(水)	9	7	2	2	
		(瀬)	1	1			
			10	8	2	2	
58	窯業原料精製業	(水)	759	66	17	693	57
		(瀬)	5	5	2		
			764	71	19	693	57
59	砕 石 業	(水)	812	79	1	733	4
		(瀬)	12	10		2	
			824	89	1	735	4
60	砂 利 採 取 業	(水)	1,810	175		1,635	4
		(瀬)	10	8		2	
			1,820	183		1,637	4
61	鉄 鋼 業	(水)	263	91	37	172	9
		(瀬)	50	50	26		
			313	141	63	172	9
62	非鉄金属製造業	(水)	244	80	53	164	56
		(瀬)	19	19	14		
			263	99	67	164	56
63	金属製品・機械器具製造業	(水)	2,362	482	290 (1)	1,880	461
		(瀬)	68	64	35	4	2
			2,430	546	325 (1)	1,884	463
63 の 2	自動式洗びん施設	(水)	42	5		37	
		(瀬)	1	1			
			43	6		37	
63 の 3	石炭火力発電の廃ガス洗浄施設	(水)	27	25	11	2	
		(瀬)	14	14	9		
			41	39	20	2	
64	ガス供給業・コークス製造業	(水)	22	5	1	17	
		(瀬)	6	4	3	2	
			28	9	4	19	

表5 特定事業場の業種別内訳(6)

号 番 号	業 種 ・ 施 設 名	総 数	①		③		
			平均排水量 50m ³ /日以上の 事業場数	② うち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)	平均排水量 50m ³ /日未満の 事業場数	④ うち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)	
64 の 2	水道・工業用水道施設	(水)	692	253	23	439	16
		(瀬)	58	46	6	12	
			750	299	29	451	16
65	酸・アルカリ表面処理施設	(水)	5,718	1,221	723	4,497	1,546
		(瀬)	190	183	112	7	2
			5,908	1,404	835	4,504	1,548
66	電気めっき施設	(水)	1,773	501	442	1,272	996
		(瀬)	34	33	28	1	1
			1,807	534	470	1,273	997
66 の 2	旅館業	(水)	65,171	4,205	72	60,966	54
		(瀬)	477	400	3	77	1
			65,648	4,605	75	61,043	55
66 の 3	共同調理場	(水)	946	234		712	
		(瀬)	86	79		7	
			1,032	313		719	
66 の 4	弁当仕出屋・弁当製造業	(水)	932	272		660	2
		(瀬)	54	51		3	
			986	323		663	2
66 の 5	飲食店	(水)	2,848	841	15	2,007	14
		(瀬)	240	200	12	40	1
			3,088	1,041	27	2,047	15
66 の 6	そば・うどん・すし店・喫茶店	(水)	41	8		33	1
		(瀬)	2	2			
			43	10		33	1
66 の 7	料亭・バー・キャバレー・ ナイトクラブ	(水)	108	2		106	
		(瀬)					
			108	2		106	
67	洗たく業	(水)	22,319	446	66	21,873	1,859
		(瀬)	56	54	4	2	
			22,375	500	70	21,875	1,859
68	写真現像業	(水)	5,734	8	2	5,726	177
		(瀬)	7	4	1	3	
			5,741	12	3	5,729	177
68 の 2	病院	(水)	785	356	80	429	91
		(瀬)	109	109	29		
			894	465	109	429	91
69	と畜・死亡獣畜取扱業	(水)	205	118	2	87	
		(瀬)	10	10			
			215	128	2	87	
69 の 2	中央卸売市場	(水)	34	12	1	22	
		(瀬)	3	3			
			37	15	1	22	
69 の 3	地方卸売市場	(水)	84	42		42	
		(瀬)	4	4			
			88	46		42	

表5 特定事業場の業種別内訳（7）

号 番 号	業 種 ・ 施 設 名	総 数	①		③	
			平均排水量 50m ³ /日以上の 事業場数	② うち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)	平均排水量 50m ³ /日未満の 事業場数	④ うち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)
70	廃油処理施設	(水)	18	4		14
		(瀬)	3	3		
			21	7		14
70 の 2	自動車分解整備事業の洗車施設	(水)	753	8		745
		(瀬)	2	2		3
			755	10		745
71	自動式車両洗淨施設	(水)	30,265	90	1	30,175
		(瀬)	15	11		4
			30,280	101	1	30,179
71 の 2	科学技術に関する研究・試験・ 検査を行う事業場	(水)	4,519	445	260	4,074
		(瀬)	90	73	46	17
			4,609	518	306	4,091
71 の 3	一般廃棄物処理施設である 焼却施設	(水)	1,024	58	15	966
		(瀬)	14	11	4	3
			1,038	69	19	969
71 の 4	産業廃棄物処理施設	(水)	487	89	30	398
		(瀬)	11	10	3	1
			498	99	33	399
71 の 5	トリクロロエチレン等による 洗淨施設 (前各号に該当するものを除く.)	(水)	1,123	58	58	1,065
		(瀬)	8	8	8	
			1,131	66	66	1,065
71 の 6	トリクロロエチレン等の 蒸留施設 (前各号に該当するものを除く.)	(水)	51	7	7	44
		(瀬)	1	1	1	
			52	8	8	44
72	し尿処理施設	(水)	10,815	9,361	207	1,454
		(瀬)	838	812	25	26
			11,653	10,173	232	1,480
73	下水道終末処理施設	(水)	2,161	2,138	232	23
		(瀬)				
			2,161	2,138	232	23
74	特定事業場からの廃水処理施設	(水)	635	297	67	338
		(瀬)	43	42	16	1
			678	339	83	339
-	し尿浄化槽（201人以上500人以下） （指定地域特定施設）		10,688	2,282	27	8,406
			10,688	2,282	27	8,406
合 計		(水)	263,175	30,089	3,402 (2)	233,086
		(瀬)	3,685	3,440	623	245
			266,860	33,529	4,025 (2)	233,331

(注) 1. 号番号は、水質汚濁防止法施行令別表第一の号番号である。
 2. 特定事業場数の欄中、上段は水質汚濁防止法に係るもの、中段は瀬戸内海法に係るもの、
 下段は両者の合計である。

表6 届出関係、計画変更命令等(1)

水質汚濁防止法

		第5条の届出			第7条届出	第8条に基づく計画変更命令等			第6条第1届出	第10条届出			第11条届出
		第1項	第2項	計		第5条関係	第7条関係	計		氏名等変更	使用廃止	計	
1	北海道	55		55	93					153	77	230	26
2	青森県	29		29	17					61	58	119	26
3	岩手県	84		84	43				1	138	107	245	30
4	宮城県	81		81	76					102	128	230	37
5	秋田県	61		61	25					70	126	196	31
6	山形県	68		68	48					74	52	126	15
7	福島県	50		50	44					63	47	110	11
8	茨城県	249		249	125					354	603	957	121
9	栃木県	124		124	61					136	145	281	29
10	群馬県	60		60	36				1	56	42	98	10
11	埼玉県	140		140	71				3	165	125	290	48
12	千葉県	79		79	44					253	84	337	29
13	東京都	75		75	65					95	105	200	36
14	神奈川県	45		45	39					79	77	156	17
15	新潟県	103		103	58					141	718	859	93
16	富山県	48		48	42					70	47	117	25
17	石川県	27		27	66					71	69	140	31
18	福井県	49		49	27					48	61	109	16
19	山梨県	70		70	79				1	92	96	188	28
20	長野県	71		71	120					200	89	289	48
21	岐阜県	122		122	98					294	167	461	44
22	静岡県	100		100	69					148	84	232	33
23	愛知県	245		245	248					372	364	736	73
24	三重県	119		119	133					176	135	311	54
25	滋賀県	124		124	136					131	121	252	32
26	京都府	73		73	28					97	92	189	33
27	大阪府	56		56	91				2	101	120	221	27
28	兵庫県	57		57	45					122	66	188	33
29	奈良県	13		13	2					15	11	26	
30	和歌山県	35		35	32					62	40	102	21
31	鳥取県	28		28	16				20	43	36	79	14
32	島根県	41		41	50					64	74	138	44
33	岡山県	41		41	38					53	38	91	9
34	広島県	63		63	40					105	70	175	8
35	山口県	36		36	26					35	16	51	20
36	徳島県	34		34	10					23	21	44	11
37	香川県	52		52	53					95	51	146	16
38	愛媛県	40		40	16					50	148	198	10
39	高知県	48		48	11					37	124	161	20
40	福岡県	56		56	95					198	341	539	57
41	佐賀県	60		60	38					63	239	302	26
42	長崎県	137		137	56					39	99	138	36
43	熊本県	82		82	52				2	79	26	105	19
44	大分県	123		123	20					32	47	79	22
45	宮崎県	61		61	40					61	56	117	25
46	鹿児島県	77		77	39					88	40	128	20
47	沖縄県	17		17	14					29	30	59	15
都道府県計		3,508		3,508	2,675				30	5,033	5,512	10,545	1,429
政令市計		1,481		1,481	1,249				3	2,437	1,826	4,263	472
合計		4,989		4,989	3,924				33	7,470	7,338	14,808	1,901

表6 届出関係、計画変更命令等(2)

水質汚濁防止法

		第5条の届出			第7条届出	第8条に基づく計画変更命令等			第6条第1項届出	第10条届出			第11条届出
		第1項	第2項	計		第5条関係	第7条関係	計		氏名等変更	使用廃止	計	
1	札幌市	2		2						10		10	1
2	函館市				3					5	1	6	4
3	旭川市	8		8	26					32	46	78	8
4	青森市	4		4	6					16	6	22	5
5	八戸市	1		1	11					14	4	18	4
6	盛岡市	7		7	4					16	5	21	
7	仙台市	21		21	64					19	7	26	4
8	秋田市	13		13	6					12	11	23	
9	山形市	12		12	8					11	5	16	2
10	福島市	6		6	5					18	3	21	1
11	郡山市	23		23	7					9	2	11	6
12	いわき市	17		17	14					32	10	42	2
13	水戸市	8		8	6					4	2	6	
14	つくば市	60		60	20					25	40	65	4
15	宇都宮市	18		18	8					13	17	30	3
16	前橋市	20		20	3					57	14	71	2
17	高崎市	23		23	5					51	31	82	13
18	伊勢崎市	7		7	2					10	2	12	
19	太田市	20		20	13					23	15	38	3
20	さいたま市	12		12	10			1		30	25	55	4
21	川越市	3		3	19					27	7	34	8
22	熊谷市	10		10	2					19	7	26	2
23	川口市	4		4	4					16	6	22	3
24	所沢市	6		6	6					19	15	34	
25	春日部市	4		4	1					7	4	11	1
26	草加市	2		2	6					4	3	7	
27	越谷市									2	1	3	
28	千葉市	19		19	15					26	12	38	1
29	市川市	7		7	18					49	12	61	1
30	船橋市	1		1	17					46	21	67	9
31	松戸市	12		12	7					36	10	46	3
32	柏市	7		7	9					20	16	36	2
33	市原市	5		5	23					36	10	46	5
34	八王子市	14		14	10					32	37	69	13
35	町田市	8		8	5					6	3	9	4
36	横浜市	77		77	90					95	82	177	22
37	川崎市	42		42	47					59	45	104	14
38	横須賀市	3		3	5					22	14	36	4
39	平塚市	23		23	18			1		29	24	53	1
40	藤沢市	38		38	5					17	9	26	3
41	小田原市	11		11	2					16	12	28	2
42	茅ヶ崎市	2		2	3					10	3	13	2
43	相模原市	28		28	18					50	32	82	4
44	厚木市	12		12	11					16	22	38	10
45	大和市	8		8	1					12	3	15	
46	新潟市	23		23	7					63	40	103	9
47	長岡市	16		16	9					16	13	29	4
48	上越市	9		9	11					15	9	24	1
49	富山市	29		29	24					28	29	57	6
50	金沢市	31		31	8					27	26	53	11
51	福井市	15		15	6					28	16	44	1
52	甲府市	5		5	3					5	4	9	2
53	長野市	17		17	9					11	7	18	
54	松本市	9		9	28					37	35	72	15
55	岐阜市	14		14	7					45	14	59	4

表6 届出関係、計画変更命令等(3)

水質汚濁防止法

		第5条の届出			第7条届出	第8条に基づく計画変更命令等			第6条第1項届出	第10条届出			第11条届出
		第1項	第2項	計		第5条関係	第7条関係	計		氏名等変更	使用廃止	計	
56	静岡市	20		20	18					21	16	37	3
57	浜松市	28		28	18					55	67	122	8
58	沼津市	6		6	12					18	5	23	3
59	富士市	21		21	28					27	10	37	7
60	名古屋	7		7	27					39	21	60	5
61	豊橋市	21		21	10					28	16	44	15
62	岡崎市	25		25	13					56	47	103	4
63	一宮市	8		8	3					22	23	45	4
64	春日井市	4		4	30					35	11	46	
65	豊田市	54		54	44					85	58	143	2
66	四日市市	32		32	59					28	47	75	12
67	大津市	25		25	9					25	21	46	5
68	京都市	13		13	5					23	39	62	13
69	大阪市	12		12	15					38	9	47	5
70	堺市	17		17	14					14	32	46	7
71	岸和田市	26		26	25					39	55	94	20
72	豊中市	5		5	2					2	1	3	2
73	吹田市	6		6	3					4	3	7	3
74	高槻市	11		11	8				1	19	19	38	
75	枚方市	18		18	9					19	19	38	7
76	茨木市	5		5						13	4	17	
77	八尾市	3		3	3					8	13	21	6
78	寝屋川市	5		5	5					7	15	22	4
79	東大阪市									1	2	3	1
80	神戸市	15		15	8					22	20	42	8
81	姫路市	11		11	8					13	7	20	2
82	尼崎市	4		4						9	3	12	
83	明石市	7		7	4					15	10	25	2
84	西宮市	9		9	2					9	8	17	
85	加古川市	3		3	2					3	2	5	1
86	宝塚市				1					2	1	3	1
87	奈良市	6		6						4	3	7	1
88	和歌山市	11		11	5					21	12	33	3
89	鳥取市	4		4	15					8	5	13	2
90	岡山市	19		19	2					56	50	106	5
91	倉敷市	20		20	6					42	35	77	12
92	広島市	17		17	8					38	29	67	10
93	呉市	10		10	3					4	7	11	1
94	福山市	19		19	7					19	17	36	4
95	下関市	2		2	1					13	1	14	
96	徳島市	13		13	6					13	6	19	2
97	高松市	13		13	6					23	15	38	14
98	松山市	12		12	7					15	8	23	4
99	高知市	4		4	3					6	5	11	5
100	北九州市	3		3	6					2	5	7	1
101	福岡市	2		2	2					7	15	22	
102	久留米市	4		4	7					6	63	69	10
103	長崎市	11		11	14					7	16	23	2
104	佐世保市	11		11	5					6	24	30	1
105	熊本市	28		28	3					24	12	36	3
106	大分市	12		12	7					35	7	42	4
107	宮崎市	23		23	9					15	18	33	4
108	鹿児島市	20		20	67					21	20	41	1
政令市計		1,481		1,481	1,249				3	2,437	1,826	4,263	472

表7 改善命令、立入検査、行政指導件数等（1）

水質汚濁防止法

	改善命令		一時停止命令		浄化措置命令 (第14条の3)		要請 (第23条第4項)		立入検査 (第22条第1項)							
	第13条 第1項	第13条 の2 第1項	第13条 第1項	第13条 の2 第1項	第1項	第2項	公共用 水	地下水	立入検査事業場数							
									昼間 立入	うち地 下浸透 水にか かるも の	夜間 立入	うち地 下浸透 水にか かるも の	計			
													うち地 下浸透 水にか かるも の	うち瀬戸内 海面上の特 定施設を設 置する工場、事業場 に係るもの		
1	北海道								697	1			697	1		
2	青森県								413	2	2		415	2		
3	岩手県								365				365			
4	宮城県								533				533			
5	秋田県								752				752			
6	山形県								278				278			
7	福島県								178				178			
8	茨城県								657				657			
9	栃木県								480				480			
10	群馬県								287				287			
11	埼玉県	1							1,474				1,474			
12	千葉県	2							786				786			
13	東京都								534				534			
14	神奈川県								316				316			
15	新潟県								665		4		669			
16	富山県								197				197			
17	石川県								411				411			
18	福井県								276				276			
19	山梨県	1							451		7		458			
20	長野県								1,223	2	2		1,225	2		
21	岐阜県								829				829			
22	静岡県								565		24		589			
23	愛知県								3,188				3,188			
24	三重県								701				701			
25	滋賀県	1							308				308			
26	京都府								356				356		127	
27	大阪府								524				524		175	
28	兵庫県								660				660		225	
29	奈良県								205				205		96	
30	和歌山県								235				235		78	
31	鳥取県								226				226			
32	島根県								245				245			
33	岡山県								525				525		249	
34	広島県	2							836				836		287	
35	山口県	1							496				496		279	
36	徳島県	2							261				261		133	
37	香川県								519				519		164	
38	愛媛県								358				358		106	
39	高知県								342				342			
40	福岡県								483				483		30	
41	佐賀県								374				374			
42	長崎県								1,232		2		1,234			
43	熊本県								263		3		266			
44	大分県								432				432		60	
45	宮崎県								577				577			
46	鹿児島県								372				372			
47	沖縄県								137				137			
都道府県計		10	0	0	0	0	0	0	0	26,222	5	44	0	26,266	5	2,009
政令市計		2	0	0	0	0	0	0	0	12,073	2	543	0	12,616	2	2,077
合計		12	0	0	0	0	0	0	0	38,295	7	587	0	38,882	7	4,086

表7 改善命令、立入検査、行政指導件数等(2)

水質汚濁防止法

		行政指導														
		公共用水域							地下水							
		指導件数			指導内容				指導件数			指導内容				
		文書	口頭	合計	処理施設の設置・改善	排水の一時停止	その他	合計	文書	口頭	合計	処理施設の設置・改善	排水の一時停止	地下水の浄化	その他	合計
1	北海道	26	225	251	107	3	144	254		1	1	1				1
2	青森県	24	24	48	16		32	48								
3	岩手県	48	51	99	54		45	99		2	2				2	2
4	宮城県	54	70	124	70	14	40	124								
5	秋田県	36	92	128	7		121	128								
6	山形県	27	141	168	23	1	170	194								
7	福島県	33	55	88	39		69	108								
8	茨城県	175	245	420	133		313	446								
9	栃木県	208	1	209	41		261	302								
10	群馬県	55	209	264	20		244	264								
11	埼玉県	85	387	472	198	7	284	489								
12	千葉県	81	269	350	88		293	381								
13	東京都	1	145	146			146	146								
14	神奈川県	10	12	22	5		19	24								
15	新潟県	31	50	81	24		57	81								
16	富山県		3	3	3			3								
17	石川県	7		7	7			7								
18	福井県	9	63	72	17		55	72								
19	山梨県	19	87	106	25		85	110								
20	長野県	157	169	326	107		219	326								
21	岐阜県	10		10	10			10								
22	静岡県	29	31	60	17		43	60								
23	愛知県	98	508	606	65		541	606								
24	三重県	27	269	296	42		257	299								
25	滋賀県	56	41	97	16		81	97								
26	京都府	39		39	30		9	39								
27	大阪府	94	306	400	158		242	400								
28	兵庫県	12	9	21	20		1	21								
29	奈良県	25		25	25			25								
30	和歌山県	15	127	142	15		127	142								
31	鳥取県	16	2	18	15		3	18								
32	島根県	47		47	23		27	50								
33	岡山県	45	60	105	1		104	105								
34	広島県	87	6	93	1		92	93								
35	山口県	20	29	49	49			49								
36	徳島県	4		4	4			4								
37	香川県	40	50	90	62		46	108								
38	愛媛県	2	9	11	11			11								
39	高知県	1	30	31			31	31								
40	福岡県	42		42	22		20	42								
41	佐賀県	36	46	82	47		38	85								
42	長崎県	6	27	33	26		7	33								
43	熊本県	10		10	8		2	10								
44	大分県	9	11	20	3	1	17	21								
45	宮崎県	27	38	65	48		22	70								
46	鹿児島県	31		31	31			31								
47	沖縄県	15	62	77	30		47	77								
都道府県計		1,929	3,959	5,888	1,763	26	4,354	6,143		3	3	1	0		2	3
政令市計		832	867	1,699	711	4	988	1,703	11	49	60	1	0		59	60
合計		2,761	4,826	7,587	2,474	30	5,342	7,846	11	52	63	2	0		61	63

(注) 1件の指導が複数の内容を含む場合があるため、指導件数の合計と指導内容の合計は必ずしも一致しない。

表7 改善命令、立入検査、行政指導件数等（3）

水質汚濁防止法

		改善命令		一時停止命令		浄化措置命令 (第14条の3)		要請 (第23条第4 項)		立入検査（第22条第1項）						
		第13条 第1項	第13条 の2 第1項	第13条 第1項	第13条 の2 第1項	第1項	第2項	公共用 水	地下水	立入検査事業場数						
										昼間 立入	うち地 下浸透 水にか かるも の	夜間 立入	うち地 下浸透 水にか かるも の	計		
														うち地 下浸透 水にか かるも の	うち瀬戸内 海法上の特 定施設を設 置する工 場、事業場 に係るもの	
1	札幌市									76				76		
2	函館市									28				28		
3	旭川市									59				59		
4	青森市									72				72		
5	八戸市									91		12		103		
6	盛岡市									38				38		
7	仙台市									124				124		
8	秋田市									83		8		91		
9	山形市									49				49		
10	福島市									71				71		
11	郡山市									29				29		
12	いわき市									45				45		
13	水戸市									17				17		
14	つくば市									21				21		
15	宇都宮市									103				103		
16	前橋市									114		2		116		
17	高崎市									249		2		251		
18	伊勢崎市									46				46		
19	太田市									32				32		
20	さいたま市									194				194		
21	川越市									349				349		
22	熊谷市									132				132		
23	川口市									158				158		
24	所沢市									141				141		
25	春日部市									51				51		
26	草加市									35				35		
27	越谷市									116				116		
28	千葉市									105				105		
29	市川市									151				151		
30	船橋市									210				210		
31	松戸市									108				108		
32	柏市									39				39		
33	市原市									131				131		
34	八王子市									67				67		
35	町田市									38				38		
36	横浜市									467				467		
37	川崎市									232		3		235		
38	横須賀市									68		4		72		
39	平塚市									89				89		
40	藤沢市									118				118		
41	小田原市									30				30		
42	茅ヶ崎市									64				64		
43	相模原市									123				123		
44	厚木市									17	1			17	1	
45	大和市									37				37		
46	新潟市									203		1		204		
47	長岡市									58		1		59		
48	上越市									59				59		
49	富山市									203				203		
50	金沢市									180		3		183		
51	福井市									101				101		
52	甲府市									7				7		
53	長野市									97				97		
54	松本市									115	1	2		117	1	
55	岐阜市									111		2		113		

表7 改善命令、立入検査、行政指導件数等(4)

水質汚濁防止法

		行政指導														
		公共用水域							地下水							
		指導件数			指導内容				指導件数			指導内容				
		文書	口頭	合計	処理施設の設置・改善	排水の一時停止	その他	合計	文書	口頭	合計	処理施設の設置・改善	排水の一時停止	地下水の浄化	その他	合計
1	札幌市	3		3	3			3								
2	函館市		1	1				1								
3	旭川市	1		1	1			1								
4	青森市	10		10				10								
5	八戸市	8	10	18	8			10								
6	盛岡市	12	16	28	8	1	19	28								
7	仙台市	3		3	3			3								
8	秋田市	5		5	4		1	5								
9	山形市	5	5	10	10			10								
10	福島市	7		7	7			7								
11	郡山市	2		2			2	2		1	1			1	1	
12	いわき市	2		2	2			2								
13	水戸市	3		3	3			3								
14	つくば市	1	17	18	16		2	18								
15	宇都宮市		2	2	2			2								
16	前橋市	26		26	26			26								
17	高崎市	17		17	17			17								
18	伊勢崎市	17	3	20	19	1		20								
19	太田市	6		6	6			6								
20	さいたま市	34		34	34			34								
21	川越市	31		31	31			31								
22	熊谷市	20	47	67	20		47	67								
23	川口市	32		32	32			32								
24	所沢市	13	4	17	3		14	17								
25	春日部市	6		6	6			6								
26	草加市	2		2	2			2								
27	越谷市	34		34			34	34								
28	千葉市	1		1	1			1								
29	市川市	21	5	26	24		2	26								
30	船橋市	9		9	9			9								
31	松戸市	14	23	37	19		18	37								
32	柏市	16		16	16			16								
33	市原市	2	2	4	4			4								
34	八王子市	3		3	2		1	3								
35	町田市	3		3			3	3								
36	横浜市	15	280	295			295	295	11	44	44			44	44	
37	川崎市	8		8	8			8			11			11	11	
38	横須賀市	1		1			1	1								
39	平塚市	12		12	1		11	12								
40	藤沢市	4	2	6	6			6								
41	小田原市		3	3	3			3								
42	茅ヶ崎市	1		1	1			1								
43	相模原市		30	30	15		15	30								
44	厚木市	2		2			2	2		1	1			1	1	
45	大和市	3		3	3			3								
46	新潟市	16		16	8		8	16								
47	長岡市	1		1	1			1								
48	上越市															
49	富山市	18	19	37			37	37								
50	金沢市	18	28	46			46	46								
51	福井市	12	8	20	18		2	20								
52	甲府市		5	5	1		4	5								
53	長野市	6	3	9	9			9								
54	松本市	6	54	60	7		53	60		1	1	1				
55	岐阜市	6		6	6			6								

(注) 1件の指導が複数の内容を含む場合があるため、指導件数の合計と指導内容の合計は必ずしも一致しない。

表7 改善命令、立入検査、行政指導件数等（5）

水質汚濁防止法

	改善命令		一時停止命令		浄化措置命令 (第14条の3)		要請 (第23条第4項)		立入検査（第22条第1項）						
	第13条 第1項	第13条 の2 第1項	第13条 第1項	第13条 の2 第1項	第1項	第2項	公共用 水	地下水	立入検査事業場数						
									昼間 立入	うち地 下浸透 水にか かるも の	夜間 立入	うち地 下浸透 水にか かるも の	計		
													うち地 下浸透 水にか かるも の	うち瀬戸内 海法上の特 定施設を設 置する工 場、事業場 に係るもの	
56	静岡市								70				70		
57	浜松市								63				63		
58	沼津市								42		11		53		
59	富士市								155		67		222		
60	名古屋								256		10		266		
61	豊橋市								223				223		
62	岡崎市								274				274		
63	一宮市								190				190		
64	春日井市								155		2		157		
65	豊田市								143		3		146		
66	四日市市								83				83		
67	大津市								64				64		
68	京都市								44				44		
69	大阪市								57		5		62		32
70	堺市								149				149		81
71	岸和田市								183		2		185		22
72	豊中市								9				9		
73	吹田市								36				36		16
74	高槻市								47				47		
75	枚方市								160				160		44
76	茨木市								24				24		
77	八尾市								165				165		23
78	寝屋川市								31				31		2
79	東大阪市								60				60		17
80	神戸市								264				264		20
81	姫路市								200		6		206		94
82	尼崎市								221				221		
83	明石市								117				117		74
84	西宮市								71				71		44
85	加古川市								141				141		112
86	宝塚市								8				8		5
87	奈良市								52				52		26
88	和歌山市	1							201		356		557		482
89	鳥取市								62				62		
90	岡山市								131				131		60
91	倉敷市								444		3		447		377
92	広島市								206				206		62
93	呉市								80		9		89		48
94	福山市								127		6		133		84
95	下関市								64		8		72		48
96	徳島市								120				120		63
97	高松市								133				133		50
98	松山市								178				178		64
99	高知市								23				23		
100	北九州市								133		4		137		
101	福岡市	1							40				40		
102	久留米市								62				62		
103	長崎市								67				67		
104	佐世保市								67				67		
105	熊本市								55				55		
106	大分市								234		11		245		127
107	宮崎市								68				68		
108	鹿児島市								137				137		
	政令市計	2							12,073	2	543		12,616	2	2,077

表7 改善命令、立入検査、行政指導件数等（6）

水質汚濁防止法

		行政指導														
		公共用水域							地下水							
		指導件数			指導内容				指導件数			指導内容				
		文書	口頭	合計	処理施設の設置・改善	排水の一時停止	その他	合計	文書	口頭	合計	処理施設の設置・改善	排水の一時停止	地下水の浄化	その他	合計
56	静岡市	6	7	13			13	13								
57	浜松市		25	25	3		22	25								
58	沼津市															
59	富士市	12		12			12	12								
60	名古屋	3	8	11	2		9	11		2	2			2	2	
61	豊橋市	35		35	35			35								
62	岡崎市	13	63	76	24		54	78								
63	一宮市	14		14	3		11	14								
64	春日井市	18	16	34	34			34								
65	豊田市	7	28	35	29		6	35								
66	四日市市	2		2			2	2								
67	大津市	10		10			10	10								
68	京都市	1	3	4	4			4								
69	大阪市															
70	堺市	11		11	11			11								
71	岸和田市	13		13	10		3	13								
72	豊中市															
73	吹田市	1	13	14	1		13	14								
74	高槻市	1	6	7	3		4	7								
75	枚方市	8		8			8	8								
76	茨木市		12	12	2		10	12								
77	八尾市	37		37	37			37								
78	寝屋川市	18	5	23	1		22	23								
79	東大阪市		5	5	1	1	4	6								
80	神戸市	9	24	33	27	1	5	33								
81	姫路市		1	1			1	1								
82	尼崎市	1		1			1	1								
83	明石市															
84	西宮市	7	1	8			8	8								
85	加古川市	5	14	19			19	19								
86	宝塚市		1	1			1	1								
87	奈良市		1	1	1			1								
88	和歌山市	10		10	6		4	10								
89	鳥取市	6		6	6			6								
90	岡山市	5	3	8			8	8								
91	倉敷市		14	14	3		11	14								
92	広島市	1		1	1			1								
93	呉市															
94	福山市	15	6	21	21			21								
95	下関市	5		5	3		2	5								
96	徳島市		4	4			4	4								
97	高松市	9		9	9			9								
98	松山市	5	9	14			14	14								
99	高知市															
100	北九州市	4		4	2		2	4								
101	福岡市	1		1			1	1								
102	久留米市	6	14	20	6		15	21								
103	長崎市	2		2	2			2								
104	佐世保市	11		11			11	11								
105	熊本市	3	1	4	4			4								
106	大分市	4		4			4	4								
107	宮崎市	4	16	20	4		16	20								
108	鹿児島市	11		11			11	11								
政令市計		832	867	1,699	711	4	988	1,703	11	49	60	1		59	60	

(注) 1件の指導が複数の内容を含む場合があるため、指導件数の合計と指導内容の合計は必ずしも一致しない。

表 8 計画変更命令、改善命令及び一時停止命令等の発動業種別内訳

○改善命令（第13条第1項）

業種・施設名	件数	違反のおそれがある項目
電気めっき施設(66)	3	CN、ふっ素、銅、ジクロロエチレン
その他無機化学工業製品製造業(27)	2	pH、1,2-ジクロロエタン
保存食料品製造業(4)	1	COD、BOD、SS
パン・菓子製造業(8)	1	T-P
豆腐・煮豆製造業(17)	1	pH、BOD、SS、大腸菌群数
その他石油化学工業(37)	1	1,2-ジクロロエタン
金属製品・機械器具製造業(63)	1	NO ₃ ⁻ 、NH ₄ ⁺ 等
酸・アルカリ表面処理施設(65)	1	pH、COD、BOD、SS
し尿処理施設(72)	1	BOD、大腸菌群数

(注)

1. 業種における括弧内の数字は、水質汚濁防止法施行令別表第一の号番号である。
2. 表7において件数が0のものについては掲載していない。

表9 排水基準違反、事故時の措置件数等（1）

水質汚濁防止法

	排水基準違反 (第31条第1項 第1号)	改善命令等違反 (第30条)	その他水質汚濁 防止法違反	事故時の措置 (第14条の2)								緊急時の措置 (第18条)
				第1項		第2項		第3項		第4項		
				公共用 水域	地下水	公共用 水域	地下水	公共用 水域	地下水	応急措置 命令		
1	北海道	1		3	1	15	10	6	2			
2	青森県			1				8				
3	岩手県			1			1	2	1			
4	宮城県			3	1	1		9	2			
5	秋田県											
6	山形県			5		1		15	1			
7	福島県			1		2		2				
8	茨城県			2		4		1				
9	栃木県			3		1	1					
10	群馬県			1		2						
11	埼玉県			3	1	1		4				
12	千葉県			5			1	6		1		
13	東京都			2				1	1			
14	神奈川県											
15	新潟県				1	1		8	3			
16	富山県			5				4	2			
17	石川県			3				3				
18	福井県			8		1		8				
19	山梨県			3				2	3			
20	長野県			9				6				
21	岐阜県			10				7				
22	静岡県											
23	愛知県			5	1	2	1	4				
24	三重県			4	1	3						
25	滋賀県			4				3				
26	京都府							1				
27	大阪府			1				7				
28	兵庫県			7	1	2		6				
29	奈良県											
30	和歌山県							1				
31	鳥取県			1				3				
32	島根県							4				
33	岡山県			2		3		3				
34	広島県			4		1	1					
35	山口県	2				2		1				
36	徳島県											
37	香川県	1										
38	愛媛県			2				2				
39	高知県											
40	福岡県			6		1		1				
41	佐賀県			4				5				
42	長崎県	1										
43	熊本県			1								
44	大分県			1		1		2				
45	宮崎県					2						
46	鹿児島県							4				
47	沖縄県			1								
都道府県計		5		111	7	46	15	139	15	1		
政令市計		3		64	3	25	3	56	19			
合計		8		175	10	71	18	195	34	1		

表9 排水基準違反、事故時の措置件数等（2）

水質汚濁防止法

	排水基準違反 (第31条第1項 第1号)	改善命令等違反 (第30条)	その他水質汚濁 防止法違反	事故時の措置 (第14条の2)								緊急時の措置 (第18条)
				第1項		第2項		第3項		第4項		
				公共用 水域	地下水	公共用 水域	地下水	公共用 水域	地下水	緊急措置 命令		
1	札幌市									11		
2	函館市											
3	旭川市											
4	青森市								1			
5	八戸市											
6	盛岡市											
7	仙台市											
8	秋田市			1					7			
9	山形市								3			
10	福島市								2	1		
11	郡山市											
12	いわき市											
13	水戸市											
14	つくば市											
15	宇都宮市											
16	前橋市			1					1			
17	高崎市											
18	伊勢崎市			2								
19	太田市			1								
20	さいたま市			4								
21	川越市			3								
22	熊谷市											
23	川口市											
24	所沢市											
25	春日部市								1			
26	草加市											
27	越谷市					1						
28	千葉市											
29	市川市			1					1			
30	船橋市			1								
31	松戸市			1								
32	柏市											
33	市原市											
34	八王子市					1						
35	町田市			1								
36	横浜市			1		1						
37	川崎市			3			1		2			
38	横須賀市											
39	平塚市			1		2						
40	藤沢市											
41	小田原市											
42	茅ヶ崎市					1						
43	相模原市	1										
44	厚木市									1		
45	大和市											
46	新潟市			4			1		1	2		
47	長岡市					9						
48	上越市								4			
49	富山市											
50	金沢市											
51	福井市								5			
52	甲府市								2			
53	長野市			2		2						
54	松本市											
55	岐阜市											

表9 排水基準違反、事故時の措置件数等（3）

水質汚濁防止法

	排水基準違反 (第31条第1項 第1号)	改善命令等違反 (第30条)	その他水質汚濁 防止法違反	事故時の措置 (第14条の2)								緊急時の措置 (第18条)	
				第1項		第2項		第3項		第4項			
				公共用 水域	地下水	公共用 水域	地下水	公共用 水域	地下水	応急措置 命令			
56	静岡市				1					6			
57	浜松市				1					1	1		
58	沼津市				1								
59	富士市				3		1			3			
60	名古屋												
61	豊橋市									1			
62	岡崎市												
63	一宮市										1		
64	春日井市									1			
65	豊田市				3								
66	四日市市												
67	大津市				2					3			
68	大津市												
69	大阪市							1					
70	堺市												
71	岸和田市				2		1						
72	豊中市												
73	吹田市												
74	高槻市												
75	枚方市												
76	茨木市												
77	八尾市												
78	寝屋川市												
79	東大阪市												
80	神戸市				4					1	1		
81	姫路市												
82	尼崎市				4	2							
83	明石市												
84	西宮市												
85	加古川市												
86	宝塚市												
87	奈良市												
88	和歌山市	1			1								
89	鳥取市									1			
90	岡山市				1					1			
91	倉敷市	1											
92	広島市				3	1	3						
93	呉市												
94	福山市												
95	下関市												
96	徳島市									2			
97	高松市												
98	松山市						1						
99	高知市												
100	北九州市				6					1			
101	福岡市						2						
102	久留米市									2			
103	長崎市												
104	佐世保市												
105	熊本市												
106	大分市				1					1	1		
107	宮崎市				3					2			
108	鹿児島市				1								
	政令市計	3			64	3	25	3		56	19		

表10 排水基準違反等の違反業種、違反項目別内訳

○排水基準違反（第31条第1項）

業種別内訳

違反業種	件数
紡績・繊維製品製造業（19）	2
豆腐・煮豆製造業（17）	1
化学繊維製造業（21）	1
パルプ・紙・紙加工品製造業（23）	1
か性ソーダ・か性カリ製造業（25）	1
セメント製品製造業（54）	1
し尿処理施設（72）	1

項目別内訳

違反項目	件数
pH	4
COD	2
SS	2
BOD	1
n-ヘキサン	1
大腸菌群数	1

（注）

1. 違反業種の欄における括弧内の数字は、水質汚濁防止法施行令別表第一の号番号である。
2. 1事例で複数の違反項目がある場合もあるので、違反業種別及び違反項目別の合計件数は必ずしも一致しない。
3. 表9において件数が0のものについては掲載していない。

表11 水質総量規制に係る指定地域内事業場数等（1）

水質汚濁防止法

	指定地域内 事業場数	第8条の2 計画変更命令等		第13条 第3項 改善措置 命令	第13条の3 指導等 ※（ ）内は口頭指導の内数			第14条 第3項 届出	第22条 第2項 報告徴収	総量規制 関連罰則	その他 特定事業場数
		第5条 関係	第7条 関係		日平均排水 量50m ³ 未 満	施行令別表 第4の施設 を設置する 事業場	その他				
東 京 湾	埼玉県	559						15			5,444
	千葉県	231						11			1,990
	東京都	84						3			1,314
	神奈川県	2									146
	都府県計	876						29			8,894
	政令市計	833					(3)	26	24		6,274
	合計	1,709					(3)	55	24		15,168
伊 勢 湾	岐阜県	806						27			5,622
	愛知県	1,188			4			35			7,540
	三重県	674						15			4,658
	都府県計	2,668			4			77			17,820
	政令市計	710					2	19			4,575
	合計	3,378					6	96			22,395
瀬 戸 内 海	京都府	173						4			1,394
	大阪府	278						10			1,344
	兵庫県	639						8			4,240
	奈良県	386									1,955
	和歌山県	172						8			1,124
	岡山県	406						10			2,990
	広島県	436						10			2,924
	山口県	422						19			2,536
	徳島県	249						11			3,005
	香川県	304						9			3,151
	愛媛県	353						10			3,251
	福岡県	93						4			453
	大分県	317						3			3,123
	都府県計	4,228						106			31,490
	政令市計	1,764						113			13,577
合計	5,992						219			45,067	
都府県合計	7,772				4		212			58,204	
政令市合計	3,307				2	(3)	158	24		24,426	
合計	11,079				6	(3)	370	24		82,630	

(注) 「その他特定事業場数」とは、指定地域内に存在する特定事業場で総量規制対象外のものの数である。

表11 水質総量規制に係る指定地域内事業場数等（2）

水質汚濁防止法

	指定地域内 事業場数	第8条の2 計画変更命令等		第13条 第3項 改善措置 命令	第13条の3 指導等 ※（ ）内は口頭指導の内数			第14条 第3項 届出	第22条 第2項 報告徴収	総量規制 関連罰則	その他 特定事業場数
		第5条 関係	第7条 関係		日平均排水 量50m3 未満	内は口頭指導の内数					
						施行令別表 第4の施設 を設置する 事業場	その他				
東 京 湾	さいたま市	75									776
	川越市	39									318
	熊谷市	57						1			346
	川口市	22									186
	所沢市	20						1			131
	春日部市	22									278
	草加市	9									182
	越谷市	25									277
	千葉市	44						1			336
	市川市	86						1			252
船橋市	106						1			292	
伊 勢 湾	松戸市	39						6			315
	柏市	5									14
	市原市	92									362
	八王子市	31					(3)				523
	町田市	12									54
	横浜市	77						5			1,056
	川崎市	62						10	24		559
	横須賀市	10									17
	政令市計	833					(3)	26	24		6,274
	伊 勢 湾	岐阜市	71								
名古屋市		76						3			317
豊橋市		96									663
岡崎市		76									372
一宮市		76						1			408
春日井市		73				2		2			456
豊田市		140						4			793
四日市市		102						9			770
政令市計	710				2		19			4,575	
瀬 戸 内 海	京都市	33						1			1,067
	大阪市	24						13			62
	堺市	96						7			579
	岸和田市	14						1			220
	豊中市	2									52
	吹田市	7									50
	高槻市	15									133
	枚方市	35									135
	茨木市	7									79
	八尾市	19									308
	寝屋川市	3									125
	東大阪市	9									136
	神戸市	88						2			656
	姫路市	118						4			396
	尼崎市	27						24			58
	瀬 戸 内 海	明石市	20						3		
西宮市		13									193
加古川市		31						4			199
宝塚市		6									
奈良市		37									332
和歌山市		133						4			678
岡山市		158									941
倉敷市		147						14			891
広島市		77									912
呉市		45						2			573
瀬 戸 内 海	福山市	86						6			509
	下関市	63						2			545
	徳島市	112						6			660
	高松市	73						5			1,021
	松山市	100						11			630
	北九州市	59									155
	大分市	107						4			1,185
政令市計	1,764						113			13,577	
政令市合計	3,307				2	(3)	158	24		24,426	

表12 計画変更命令等、改善措置命令等、総量規制関連違反の内訳

該当なし

表13 瀬戸内海法に基づく許可、措置命令および届出等

瀬戸内海法

	第5条第1項の許可				第8条第1項の許可				第11条の措置命令			第7条第2項届出	第8条第4項届出	第9条 届出			第10条第3項届出	第12条の8届出
	申請	許可	不許可	審査中	申請	許可	不許可	審査中	第5条関係	第8条関係	計			氏名等変更	使用廃止	計		
京都府	16	16			18	18							3	20	9	29	4	
大阪府	10	9		1	27	26		1					10	30	22	52	8	
兵庫県	30	26		4	45	39		6					2	55	24	79	5	
奈良県	2	2			2	2								9	3	12	2	
和歌山県	1	1			7	7								14	13	27	2	
岡山県	18	17		1	20	18		2					1	12	12	24	1	
広島県	21	16		5	33	30		3	3		3			53	10	63	11	
山口県	27	24		3	62	59		3					1	40	17	57	8	
徳島県	21	20		1	32	31		1					4	18	13	31		
香川県	15	15			11	11			1	1			5	43	8	51	2	
愛媛県	17	17			28	28							2	21	16	37	2	
福岡県	6	6			9	7		2						8	4	12	3	
大分県	14	13		1	6	6								8	6	14	1	
都道府県計	198	182		16	300	282		18	3	1	4		28	331	157	488	49	
京都市	1	1											1	2		2	1	
大阪市	2	2			9	9							1	2	2	4		
堺市	5	4		1	11								1	8	3	11		
高槻市					2	2								2	2	4		
東大阪市															1	1		
神戸市	7	6		1	7	7								10	7	17	3	
姫路市	8	7		1	15	15							2	9	6	15	1	
尼崎市	9	8		1	13	12		1						4	8	12		
西宮市														1		1		
奈良市														4		4	1	
和歌山市	3	2		1	8	8							1	13	3	16	1	
岡山市	8	8			9	9								15	7	22	2	
倉敷市	16	16			21	21							4	3	16	19	14	
広島市	1	1			3	3							1	9	3	12		
福山市	3	3			5	4		1						6		6	1	
下関市	2	1		1	6	5		1						12	1	13		
徳島市	4	4			10	10							1	11	4	15	1	
高松市													1	7	2	9		
松山市	7	7			5	5								15	4	19		
北九州市	10	9		1	28	27		1						12	10	22	1	
大分市	10	10			6	6								11	10	21		
政令市計	96	89		7	158	143		4					13	156	89	245	26	
合計	294	271		23	458	425		22	3	1	4		41	487	246	733	75	

表14 瀬戸内海法に基づく不許可、措置命令等の内訳

○瀬戸内海法第11条の措置命令

措置命令対象業種	該当条項	件数
無機顔料製造業 (26)	法第5条第1項	1
金属製品・機械器具製造業 (63)	法第5条第1項	1
旅館業 (66の2)	法第5条第1項	1
紡績・繊維製品製造業 (19)	法第8条第1項	1

表15 湖沼特定施設等の届出件数等

水濁法・湖沼法

施設区分(*1)	釜房ダム貯水池			八郎湖			霞ヶ浦				印旛沼			手賀沼		諏訪湖		野尻湖		琵琶湖			中海		宍道湖		児島湖			総数
	宮城県	秋田県	秋田市	栃木県	茨城県	千葉県	つくば市	千葉県	千葉県	船橋市	千葉県	松戸市	柏市	長野県	長野県	滋賀県	大津市	京都府	京都市	鳥取県	島根県	島根県	岡山県	岡山市	倉敷市					
	(1)	(2)	(3)	(1)	(2)	(3)	(1)	(2)	(3)	(1)	(2)	(3)	(1)	(2)	(3)	(1)	(2)	(3)	(1)	(2)	(3)	(1)	(2)	(3)	(1)	(2)	(3)			
湖沼特定施設(みなし指定地域特定施設を含む。)	水質汚濁防止法	第5条届出	(1)	4		106	39	14	1		1		5	0		96	9			2	1	7			8	6	299			
			(2)			3			1					1	0											1		6		
			(3)			1																				1		2		
		第7条届出	(1)	3		24		9	6			1		4	0		110	7			2	2	14			1	4	187		
			(2)			6			2					1	1								1			1		12		
			(3)																									0		
		第8条計画変更命令等	(第5条関係)	(1)																									0	
				(2)																										0
				(3)																										0
	(第7条関係)		(1)																										0	
			(2)																											0
			(3)																										0	
	計	(1)	0																									0		
		(2)	0																									0		
		(3)	0																									0		
	第6条届出	(1)																										0		
		(2)																										0		
		(3)																										0		
	第10条届出	氏名等変更	(1)	5		169	10	31	1		5		9	6		91	4			2	1	5			16	8	363			
			(2)			7		16			5	6		6	2		3				1				1	14	61			
			(3)		1		4																					5		
		使用廃止	(1)	1	13		318	19	11			2		5	2		84	10				1	7			28	17	518		
			(2)		2		8							5			3					1	1	2		8		30		
			(3)	1			130																					131		
	第11条届出	(1)			83		3	5					1	2		20				1		4			2	3	124			
		(2)			5			2					1			4						1					13			
		(3)				8																					8			
湖沼法	第8条(計画変更命令等)																										0			
	第10条(改善命令等)																											0		
指定施設(第20条については、準用指定施設を含む。)	湖沼法	第15条届出																									0			
		第16条届出																										0		
		第17条第1項届出																											0	
		第17条第2項届出	氏名等変更																										0	
			使用廃止																										0	
		第18条届出																											0	
		第20条(改善命令等)	第1項																									0		
第20条(改善命令等)	第2項																									0				
立入検査数	昼間立入件数			2		111	1	3	56		16	17	1	37		157								29		430				
	夜間立入件数																										0			
行政指導	湖沼特定事業場・指定施設にかかるとする指導(*2)	件数	文書	3		94			16		3	2		7	11	30				1	2	2	1			172				
			口頭			75		3								10	36							1	2		127			
		内容	処理施設の改善			25		1	16			2		7	1	8						1				1		62		
			排水の一時停止																									0		
			その他	3		145		2		3					20	58					1	1	2	2	1		238			
	湖沼法第24条による指導	文書			15																					15				
	口頭			2																						2				

(注) *1:施設区分(1):湖沼特定施設(2),(3)を除く、(2):みなし指定地域特定施設、(3):準用指定施設
 *2:1件の指導が複数の内容を含む場合があるため、指導件数の合計と指導内容の合計は必ずしも一致しない。

参考 平成20年度からの施行状況の概要（水質汚濁防止法）

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
1 特定事業場数				
(1) 全特定事業場数	276,952	274,039	271,242	266,860
① 50m ³ /日以上	34,807	34,271	33,964	33,529
うち有害物質使用特定事業場	4,336(1)	4,179(1)	4,156	4,025(2)
② 50m ³ /日未満	242,145	239,768	237,278	233,331
うち有害物質使用特定事業場	10,611(8)	10,348(7)	10,119(8)	10,046(8)
(2) 特定事業場の上位3業種	1. 旅館業 (68,130) 2. 畜産農業 (30,380) 3. 自動式車両洗浄施設 (30,335)	1. 旅館業 (67,578) 2. 畜産農業 (30,409) 3. 自動式車両洗浄施設 (30,294)	1. 旅館業 (66,893) 2. 自動式車両洗浄施設 (30,449) 3. 畜産農業 (29,704)	1. 旅館業 (65,648) 2. 自動式車両洗浄施設 (30,280) 3. 畜産農業 (28,968)
2 計画変更命令（法第8条等）	0件	0件	0件	0件
3 改善命令等（法第13条等）				
①改善命令	23件	26件	16件	12件
②一時停止命令	1件	0件	0件	0件
4 地下水の浄化措置命令（法第14条の3）	0件	0件	0件	0件
5 立入検査（法第22条）	43,509件	42,367件	41,260件	38,882件
（昼間立入）	(42,934件)	(41,786件)	(40,672件)	(38,295件)
（夜間立入）	(575件)	(581件)	(588件)	(587件)
6 行政指導	7,631件	7,172件	8,076件	7,650件
7 緊急時の措置（法第18条）	0件	0件	0件	0件
8 措置の要請（法第23条）	0件	0件	0件	0件
9 罰則の適用				
①排水基準違反（法第31条）	13件	6件	11件	8件
②改善命令等違反（法第30条）	0件	0件	0件	0件
③その他法違反 （水質総量規制関連を含む）	0件	0件	0件	0件

(注) 「1 特定事業場数(1)全特定事業場数」において、括弧内の数字は、特定地下浸透水を浸透させる特定事業場数で内数である。